

島田市立初倉小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- どの子もかけがえのない存在であり、いじめはしてはいけないことという姿勢で指導を行う。
- いじめは、どこでも、誰にでも起こりうるという観点から、いじめ問題の解決・克服に向け、学校、保護者、地域が一丸となって取り組む。
- 係活動や委員会活動など子供の自発的な活動を通して、自分と他者との違いに気付く場を設定したり、子供が「問いをもち、自ら学び進める」授業を展開し、自分の学びを実感したりすることで、自己有用感を育てる。
- 「自分たちで課題を解決する授業」を通して、自己肯定感を高め、他者理解を深める。
- 全ての子供にとって安全で安心な学校づくり、学級づくりをめざす。

【保護者・地域との連携】

- 学校だよりや学校ホームページ、参観懇談会の機会を利用し、学校の教育方針や生徒指導方針、子供の表れを保護者や地域に発信し、理解と協力を得る。
- PTA 本部や自治会、民生・児童委員などと子供の情報を交換するとともに、日頃の連携を深める。
- 教育面談の日を設け、保護者と直接顔を合わせて話し、連携を図る。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 子供に関する情報の共有化を図り、全職員が連携・協力して子供理解に基づいた指導・支援を意図的・計画的に行う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師に招き、いじめ防止の研修を行う。
- 定期アンケート・学校評価等をもとに基本方針の点検と見直しを行う。

【関係機関等との連携】

- 市教育委員会、児童相談所、警察署等と情報を共有し、状況に応じて連携して指導を行う。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市子供発達支援センターと情報交換を行い、教職員に専門的な助言をもらう。

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学級の担任と学年主任、養護教諭（場合により、PTA会長、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）

全教職員

【未然防止】

- 教師が子供と接する時間を確保する。
- 子供からのサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを受け止める。
- 全教育活動を通して自分を振り返り、考えを深め、道徳的実践力を養う。
- 人間関係づくりプログラムを活用したり、SSTを定期的に行ったりし、人との関わり方のスキルを積み重ねていく。
- 学級経営や行事・特別活動に、子供たちが自ら考え実践する自治的な活動を取り入れていく。
- 友達の良さを「ひびきあいカード」で伝え合うことで、自己肯定感や自己有用感を高めていく。
- レジリエンスを育む活動を設定する。

【早期発見】

- 子供の表情や言動、学級の雰囲気注目するとともに、日記や連絡帳等を活用し、子供の小さな変化を見逃さないようにする。
- アンケートを実施して学級、学年、学校の子供の様子、学級における所属意識や人間関係を把握し、学級経営や指導に生かす。
- 担任だけでなく、全職員で子供の状況を共通理解し、学校全体での連携を図るようにする。

【早期対応】

- 気になることがあった場合「一報メモ」により報告する。必要に応じ関係職員でミニケース会議を開く。
- 事実確認をし、いじめと認められる場合には、速やかにいじめ対策委員会を招集し、いじめの全体像を把握し、今後の対応の方針や指導計画、保護者への対応の仕方を決める。役割分担をして指導に当たる。
- いじめと認めなかった場合でも継続的に観察、支援をしていく。
- いじめに関わる情報を全職員、関係保護者と共有し、途中経過も伝えていく。

【継続支援・重大事態への対応】

- 必要に応じて、いじめ対策委員会を再招集し、対応の方針や指導計画を見直す。周囲の子供たちにも自分たちの問題として捉え、これからどうしていくとよいか考えさせる。
- 保護者と連絡を取り合い、連携しながら指導を継続していく。
- 重大事態の場合は、正確な情報を収集し、速やかに市教育委員会等、関係機関に支援を求める。
- いじめ対策委員会のメンバーを中心に役割分担をし、各方面への迅速な対応を行う。